

投票に行こう!



あなたの一票を大切に

# 衆議院議員総選挙

最高裁判所裁判官国民審査も行います

投票日 9月11日(日)

午前7時から午後6時

## 投票できる人

昭和六十年九月十二日以前に生まれた人で、平成十七年五月二十九日までに町の住民基本台帳に登録されている人です。

## 投票の方法

- ① 小選挙区選出議員選挙  
投票したい候補者の氏名を自書する記名式です。
- ② 比例代表選出議員選挙  
投票したい政党の名前を自書する記名式です。
- ③ 最高裁判所裁判官国民審査  
辞めてもらいたい裁判官の氏名の上に、×印を付ける記号式です。(×以外の印を付けると無効になります)

## 期日前投票

【期間】 八月三十一日(水) から九月十日(土) までの毎日。国民審査は九月四日からです。

【時間】 午前八時三十分から午後八時まで

【場所】 役場第一会議室

【持ち物】 入場券

本町は、平成十五年に行われた衆議院議員総選挙、昨年の参議院議員通常選挙、二回連続で県内最低の投票率でした。投票日に都合のつかない人は、期日前投票ができます。手続きは簡単ですので、ご利用ください。  
詳しくは、町選挙管理委員会(☎役場内線一四八)へお問い合わせください。

## エコパーク交流フェスタ in 平庭高原

9月18日(日)~19日(月)

午前10時から午後3時  
平庭高原駐車場付近

18日

オープニングセレモニー 10:00~10:30  
 地産地消「大平庭市」 10:00~16:00  
 (19日は15:00まで)

地域づくり表彰・シンポジウム  
 「北東北広域連携塾」 13:00~15:00

郷土芸能やキャラクターショーなどのイベントもいっぱい!!

＝問い合わせ先＝

県地域振興部地域企画室 (☎019-629-5194)  
 葛巻町企画財政課 (☎役場内線221)

バッテリー村20周年記念行事 9月24日

地域づくり活動の講演会などが開かれます。詳しくは、山形村ふるさと振興課(☎0194-72-2111 内線123)へお問い合わせください。

## 森林の伐採には 事前に届け出を

地域森林施業計画の対象になっている森林の立木を伐採しようとするときは、森林法の規定により、あらかじめ市町村への「伐採届」の提出が義務付けられています。この制度は、町や県が伐採行為の実態を把握することにより、適正な森林施業を確保し、森林資源の状況を把握するために設けられています。

【伐採届の提出】 伐採を開始する日の三十日から九十日前に農林課林政係へ提出してください。  
 【伐採届の記載事項】 森林の所在地、伐採面積、伐採方法、伐採齢など  
 保安林を伐採するときには、県の事前許可が必要になります。  
 詳しくは、農林課(☎役場内線一四二)へお問い合わせください。

